

判決年月日	平成 2 4 年 1 0 月 1 0 日	担当部	知的財産高等裁判所 第 4 部
事件番号	平成24年（行ケ）第10023号		

○引用発明において、切断片の取り出し除去作業を容易にし、切断部が垂直であることによる問題を解決する等の目的で、カッターとして引用例 2 に記載された回転円弧状又は球面状のカッターを採用する動機付けがあるとして、「マンホール蓋枠取替え工法」に係る発明が、引用発明及び引用例 2 に記載された発明から容易に想到することができるとされた事例

（関連条文）特許法２９条２項

本件は、発明の名称を「マンホール蓋枠取替え工法」とする原告の特許について、被告の特許無効審判の請求により、当該特許を無効とした審決の取消しを求める事案である。

本件審決の理由は、要するに、本件発明は、引用例１に記載された引用発明及び引用例２に記載された発明等に基づいて当業者が容易に発明をすることができたものであるから、特許法２９条２項の規定に違反してされたものであり、無効とすべきものである、というものである。

取消事由は、本件発明の容易想到性に係る判断の誤りであり、原告は、(1)引用発明の認定の誤り、(2)一致点及び相違点の認定の誤り、(3)相違点１に係る判断の誤りを主張した。

本判決は、概要以下のとおり判示して、本件発明が、引用発明及び引用例２に記載された発明から容易に想到することができる原告の請求を棄却した。

引用発明は、マンホール蓋枠取替え工法であり、…マンホール周囲の舗装を切断し、切断された舗装を受枠とともに一体に取り出せるものであって、切断片の取り出し除去作業を行うものである。ところで、一般に、この種の工事作業において、作業性の向上を図り、作業を容易にしようとすることは、安全性の確保や工費節減、工期短縮などと同様に、またそれらを達成するために、設計者や工事業者、工事監督者を含む当業者において、当然に考えることであるから、引用発明のマンホール蓋枠取替え工法において、それぞれの工程の作業を容易にしようとする課題が存在しているといえることができる。また、引用発明の目的は、低廉な施工コストで短時間のうちに確実な補修を行うことであるところ、作業を容易にしようとすることは、そのような目的に沿うものといえることができる。また、引用例１においても、直線切りカッターに代えて円切りカッターを採用することが記載されているように、関連する技術分野に置換可能な公知又は周知の技術手段があるときは、当業者であれば、その技術手段の転用を試みるものである。よって、路面の切断作業をす

る際に、カッターを公知又は周知の異なる種類のものに変更しようとすることも、当業者であれば容易に着想することができるものといえることができる。

…引用例 2 に記載された路面用カッターは、マンホールの蓋の周囲に切り込みを入れることにも使用されるものであるところ、切り取った切断片が疑似扁平お椀形となり、取り出し除去作業が容易となる。また、引用例 2 には、切断部が垂直の場合は、切断面の接合性が悪く、補修部分が沈下又は陥没しやすいという問題点があること、断面円弧状のカッターを使用することにより、切断部が断面円弧状、切断面が球面状を呈するために、垂直切断面とは異なり、切断面の接合性が極めて良く新規に施工した部分が沈下したり陥没したり等の不都合な現象を防止することができることが記載されている。

上記によれば、引用発明において、切断片の取り出し除去作業を行うに際し、作業を容易にするという課題が示唆されているといえることができる。そして、上記課題を解決するため、引用例 2 に記載された回転円弧状又は球面状のカッターを採用し、当該カッターの切断刃を 360° 回転させて切り込みを入れることにより、切り取った切断片が疑似扁平お椀形となり、取り出し除去作業が容易になるほか、切断部が垂直であることなどによって生じる新規施工部分の沈下や陥没の問題を解消することができる。すなわち、引用例 2 に記載されている新規施工部分が沈下や陥没を生じないという効果は、引用発明において、切断部が垂直であることなどによって生じる新規施工部分の沈下や陥没の問題を解消する等の課題を解決するものである。

以上のことを踏まえると、引用発明において、切断片の取り出し除去作業を容易にし、切断部が垂直であることによる問題を解消する等の目的で、カッターとして引用例 2 に記載された回転円弧状又は球面状のカッターを採用する動機付けがあるといえることができる。